

令和7年（行ヒ）第25号 行政処分取消請求上告受理事件


上告人 池上治男


被上告人 北海道（同代表者 北海道公安委員会）


上 告 人 主 張 書 面

令和8年2月10日

最高裁判所 第三小法廷 御中

上告人訴訟代理人弁護士 中 村 憲 

同 弁護士 伊 藤 正 

同 弁護士 平 裕 

被上告人は縷々述べて、原判決の正当性を主張する。原判決の不当性については既に令和6年12月19日付け上告受理理由申立書の中で述べているので、繰り返すことはしない。本主張書面では、被上告人の主張が失当であること及び上告人の主張を歪めて述べている部分について指摘することとする。

1 本件発射行為の危険性の判断要素に関する主張（他事考慮）について

被上告人は「はじめに」においても、本件発射行為の危険性を論ずるにあたって、共猟者という具体的な「人」に対する危害発生のおそれを指摘する。

もちろん、建物への発砲が、一般的抽象的な「人」への弾丸到達の危険性を含包するものであることは否定しない。

しかしながら、鳥獣保護管理法38条3項は、「弾丸の到達するおそれのある人、飼養若しくは保管されている動物、建物又は電車、自動車、船舶その他の乗物に向かって、銃猟をしてはならない。」と規定され、明確に「人」と「建物」を分けて規定している。なお、改正された鳥獣保護管理法の緊急銃猟においても同様である。

そうだとすれば、裁判においても「建物への到達のおそれ」の危険性がその判断の対象となるべきであり、一般的抽象的な「人」ではなく、現場にいた具体的な「人」への弾丸到達のおそれに関しては、その判断の対象とすべきではないことは明らかである。

原判決にはこの点を看過した司法審査を行った瑕疵（他事考慮）が存在する。

被上告人は「建物への到達のおそれ」を処分理由として選択し、本件処分を行ったはずである。にもかかわらず被上告人が、上告審においてもなお、共猟者という具体的な「人」への危険性を強調して本件処分の正当性を主張するのは、そもそもの本件処分理由である「弾丸の到達する恐れのある建物に向かって銃猟をした」ことのみでは、取消し（本件処分）の理由として不足すると考えていることの表れである。

2 鳥獣被害対策実施隊員であることが十分に考慮されていないこと（考慮不尽） について

(1) 「公務としての性質」や「社会への影響」が十分に考慮されていないこと

被上告人は、原判決は「公務としての性質」・「社会への影響」についても「吟味」して判断しているから考慮不尽の瑕疵はない旨反論する。

しかし、「本件処分が違法であるかどうかという問題は別である」という一言で公益性の判断を切り捨てた原判決の判断が、本件処分に係る「公務として

の性質」や「社会的影響」について十分に考慮したものでないことは明らかである。なお、上告人は、単なる考慮ではなく、十分な考慮あるいは重視が必要と主張するものであり、単に考慮すれば足りる旨述べる被上告人の反論はこの点でも的外れのものとなっている。

(2) 猟銃を用いる鳥獣被害対策実施隊員である狩猟者の地位について

被上告人は、銃所持許可が取り消されたとしても、それ以外に「鳥獣被害対策実施隊員」としての活動があるため、同隊員の社会的地位を奪うものではないと主張するが、上告人の主張を歪めているし、実態を全く把握していない暴論である。

有害鳥獣対応の中心は有害鳥獣の駆除であることは明らかであり、その方法としては大きくは「銃」と「わな」に分かれる。しかし、二つの方法は有害鳥獣に対するアプローチも効果も大きく異なる。一つが無くなっても有害鳥獣対応として、十分に活動できるというものではない。実際、原判決の影響から、「わな」のみの対応しかできなくなった地区ではヒグマの目撃情報が増えているが、「わな」は、エサでおびき寄せるのであるから当然の結果である。

また、被上告人が述べるとおり（答弁書第3・1（3）ア）、猟銃所持許可の取得や継続には、多大な労力と時間がかかるのである。その上、さらにライフル所持の場合には、さらに厳格な要件が定められている。趣味の狩猟と異なり、有害鳥獣駆除では、対象鳥獣自体も対象鳥獣を仕留める場所も自分で自由に決めることはできない。要請に応じて、被害が生じている（生じる可能性のある）現場付近での対象鳥獣の駆除を行わざるを得ないのである。当然、被害発生を生じさせる危険性は高まるし（その結果、本件のように猟銃所持免許のはく奪となる可能性もある）、自ら命を落とす可能性も高まる。にもかかわらず、あえて有害鳥獣駆除を行っているのは、高い奉仕の精神によるものである。

被上告人が未だに鳥獣被害対策実施隊員として活動出来ているのは、被上告人が銃猟のみならずわな猟の免許も取得していたからであって、銃猟の免許の

み取得していたものが銃砲所持許可を取消された場合の不利益が甚大であることは否定出来ない。

このように、猟銃を用いて公務を行う鳥獣被害対策実施隊員としての活動の重要性に照らすと、猟銃を用いて公務を行う鳥獣被害対策実施隊員としての法的地位もまた十分に考慮される必要があるが、原判決はこれを考慮しておらず、被上告人の主張も失当である。

(3) 有害鳥獣駆除に従事する者であっても銃所持許可取消を維持した裁判例について

ア 広島地判令和4年2月16日(乙73)(判例秘書・DILawでもみつからず)

この事案で対象となっていた有害鳥獣は「鹿」であり、農作物被害はあれど人の身体・生命に危害を及ぼす存在ではない。

本件の「ヒグマ」と比して駆除の必要性が低いことはいうまでもない。

さらに同事案は、住居集合地域における銃猟の事案であり、明確に法令に違反した発砲であった。発砲行為が銃刀法上の所持許可取消の処分要件に該当することが明らかであることを前提として、違法性阻却事由としての正当業務行為に該当するかという判断が問題となった事例である。

本件のような「建物」への発砲か否かという処分要件該当性自体が問題となった事例ではない。

なお、本事案については、判例秘書及びDILawには収録されていない。

イ 旭川地判平成29年1月17日(乙62)

対象となっていた有害鳥獣は鹿であり、かつ、行政機関等の要請による有害駆除活動ではない。

さらに、この件は発砲行為によって実際に人の頭部に弾丸が命中して危害が生じた事案であり、本件とは事案を異にすることは明らかである。

ウ 札幌地判平成23年9月12日(乙65)(判例秘書・DILawでもみつからず)

猟銃所持の取り消しではなく、更新期間内に銃砲所持許可の更新手続を失念していた者が所持許可の申請不許可処分を争った事案であり、銃刀法第5条の許可要件の有無が問題となった事案である。本件とは明らかに異なることはいままでもない。

この事案も、判例秘書やD 1 Law等には収録されていない。

エ 小括

有害駆除の必要性・対象となる有害駆除の危険性、被害結果等、本件と事案を異にするものであり、何の参考にもならない。

3 結語

被上告人は「本件発射行為は、市職員及び警察官の安全を確認することも、発砲前の声掛けもせずに突如として行われた」と述べる。このような主張は、そもそも本件発砲行為が警察官臨場の下、市職員からの要請でなされたことや、市職員及び警察官が発砲のなされることを前提に近隣住民に避難を呼びかけた事実を無視し、もはや事実の歪曲とさえいえる暴論である。

その点をさしおいて、具体的発砲行為の瞬間における声掛けを問題視していると善意解釈したとしても、被上告人の主張は、対象となるヒグマが予測不可能な行動をするという前提を無視しており、明らかに有害鳥獣駆除の現場について無知であることを知らしめるものである。上告人からは、本件ヒグマ自体は藪や森林の中で隠れていて見えなかったものではなく、明確に見えていたのである。このような状況で、発砲前に声をあげれば、ヒグマはその声でパニックになり直ちに走り出す。走り出せばライフル狙撃は困難となるうえ、ヒグマが周りにいる人物を攻撃することもある。被上告人の主張は、「ライフルの危険性」にのみ焦点をあてたものであり、「有害鳥獣駆除全体の危険性」を判断の枠組みに入れていない。

有害鳥獣駆除の活動の意義やその場の状況を全く吟味せずに、一般的な狩猟と

同様に猟銃所持許可の取り消しを判断すべきという被上告人の主張が失当であることは論を待たない。被上告人の主張はすべて失当であることは明らかである。

以上